**「地域における起業等の実践を支援する仕組みに関する調査検討業務委託」**

**提案書作成要領**

本業務における提案書の作成方法は次のとおりです。

１　件名

　　地域における起業等の実践を支援する仕組みに関する調査検討業務委託

２　業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

３　プロポーザル参加事業者の資格（応募資格要件）

(1) 令和２年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）の営業種目｢320各種調査企画｣営業細目「(A)市場・世論調査」「(B)コンサルティング」に登録している者

(2) 所在地区分を「市内」で登録している者

(3) 企業規模を「中小企業」「その他」で登録している者

(4) 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年４月１日）の規定による停止措置を受けていない者

(5) 代表者もしくは役員が、以下の項目に該当しないこと

ア　禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

イ　禁固以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者

(6) 代表者もしくは役員が、指定暴力団の構成員ではないこと

(7) 地方自治法施行令第167条の４第１項の規定に該当しないこと

(8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと

(9) 市税を滞納していないこと

４　参加表明手続

　本プロポーザルに参加意向のある事業者は、参加意向申出書を提出してください。

(1) 提出期限

令和２年７月27日（月）17時00分まで（必着）

(2) 提出先

横浜市　青葉区　高齢・障害支援課

〒225-0024　横浜市青葉区市ケ尾町31-4

電話：045-978-2449　ファクス：045-978-2427

Ｅﾒｰﾙ：ao-koreisyogai@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

持参、郵送、または電子メール（ただし、持参以外は着信確認を行ってください。）

(4) プロポーザル関係書類提出要請書等の送付日及び方法

令和２年７月31日（金）17時00分までにファクスまたは電子メールで送付します。

５　質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、プロポーザル提出要請者全員に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和２年８月７日（金）17時00分まで（必着）

(2) 提出先

４（２）と同じ

(3) 提出方法

持参、郵送、または電子メール（ただし、持参以外は着信確認を行ってください。）

(4) 回答送付日及び方法

令和２年８月13日（木）17時00分までにファクシミリまたは電子メールで送付します。

６　提案書の提出と内容

(1) 提出期限

　令和２年８月18日（火）17時00分まで（必着）

(2) 提出先

４（２）と同じ

(3) 提出方法

　持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

(4) 提案書内容ほか

提案については、次の項目に関する提案を提案書に記載してください。

ア 提案事業者の概要

イ 提案事業の内容

※詳細は別添「地域における起業等の実践を支援する仕組みに関する調査検討業務提案書」をご参照ください。

(5) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案書には、所定の様式に、必要な内容を盛り込み、簡潔に記載してください。

イ 参考見積書（税込）を別途作成し、添付書類として提出してください。（様式は自由）

　 なお、概算業務価格（上限）は約2,500,000円（税込）です。

ウ 提案書は、指定の書式を用いＡ４版縦６枚（両面使用）以内とします。

（送付状様式５「提案書」は枚数にカウントしません。）

エ 上記ウに加え、文書を補完するため最小限のイメージ図等補足資料は、Ａ４版２枚以内（両面使用）で追加できます。

オ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さ等に配慮をお願いします。

 (6) 提案書及び参考見積書は２部（正１部、複写用１部）提出してください。

７　プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日時

令和２年８月28日(金)(予定)

(2) 実施場所

横浜市青葉区役所（横浜市青葉区市ケ尾町31-4）

(3) 出席者

本プロポーザルに関する責任者を含む、２名以下としてください。

 (4) その他

日時・場所等については、現時点での予定のため、詳細については別途お知らせします。一提案者あたりのヒアリング時間は、概ね20～30分を想定しています。（提案者数により変動の可能性があります。）

なお、ヒアリングでは、提出済みの提案書及び補足資料を用い、パワーポイント等によるプレゼンテーションは不可とします。

８　審査について

(1) 審議について

本プロポーザルの実施及び特定に関する審議は次に示す委員会で行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 青葉区入札参加資格審査・指名業者選定委員会 | 地域における起業等の実践を支援する仕組みに関する調査検討業務委託に係るプロポーザル評価委員会 |
| 所管業務 | プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関すること | プロポーザルの評価・特定に関すること |
| 委員 | 青葉区　副区長青葉区　総務課長青葉区　地域振興課長青葉区　税務課長青葉区　福祉保健課青葉区　高齢・障害支援課長青葉区　保険年金課長青葉区　土木事務所副所長 | 青葉区　福祉保健課長青葉区　区政推進課長青葉区　地域振興課長青葉区　高齢・障害支援課長青葉区　こども家庭支援課担当課長 |

(2) 評価について

ア　主な評価項目

(ｱ)業務の実施方針及び提案内容等

　　a 業務目的の理解度

 b 業務方針の明確性

 c 青葉区に対する理解度

 d 業務内容を踏まえた調査検討の企画力

 e 提案内容の実現性

 f 提案スケジュールの実現性

(ｲ)実施体制

a 担当者の構成・人数・資質等

b 類似業務等の実績

c ワーク・ライフ・バランスに関する取組

(ｳ)その他

その他、加点に資する特徴的な提案内容の有無等

イ　評価結果

(ｱ) 評価委員の採点の合計点数が、満点の10分の６以上のものの中から高い順に受託候補者を決定する。

(ｲ) 評価において、同点の場合が生じたときは、加重配点部分の合計点が高いものとする。

 なお、加重配点部分の合計点においても同点の場合は、「業務内容を踏まえた調査検討の企画力」の評価結果によって決する。

９　留意事項

(1) 提案書の作成及び提出等にかかる費用は貴事業者の負担とします。

(2) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの

イ 指定した提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ 本プロポーザルに関して委員会委員と接触があった者

ク ヒアリングに出席しなかった者

(3) 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対してその旨及びその理由を書面により通知します。

(4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

　要

(6) プロポーザルの取扱い

ア　提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

イ　提出されたプロポーザルは、公正性、透明性を期すために、「横浜市個人情報の保護に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ　提出されたプロポーザルについては、受託者の決定後、今後の業務の参考に資するため、プロポーザル提出者のうち希望者に対し、所定の期間、提出された全プロポーザルについて閲覧に供します。

エ　提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

オ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

カ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合せることがあります。

キ　プロポーザルにおける提案内容は最大限尊重しますが、業務の進捗状況等により委託者と協

　議のうえで変更していくことがあります。

ク 提出された書類は、返却しません。

(7) その他

ア　プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

イ　プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

　　ウ　プロポーザルの提出は、１者につき１案のみとします。

エ　特定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

 その際、財務諸表など経営状況のわかる資料を提出していただく場合があります。

 なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

オ　参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日までに指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとし、次順位の者と手続を行います。